

内部統制の推進及び評価の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県内部統制基本方針に基づき、本県における内部統制の推進及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 課所 埼玉県行政組織規則に基づく本庁の課及びセンター並びに地域機関をいう。

(2) 課所長 前号の課所の長に当たる者をいう。

(内部統制推進部局の設置)

第3条 内部統制を推進するため、内部統制推進部局を設置する。

2 内部統制推進部局の長は、内部統制の推進に関する事務を総括する。

3 内部統制推進部局の長は、前項の規定に基づき次の各号の事務を行う。

(1) 庁内で内部統制を実施するために必要な体制の整備

(2) 各課所における内部統制の推進に係る必要な指示及び調査

(3) 前号の調査に基づき必要と認める改善の指示及び対応状況の報告

(4) 前各号に掲げるもののほか、内部統制の推進に関して必要と認める事項

4 内部統制推進部局は企画財政部とし、行政・デジタル改革課が事務を処理する。

(内部統制評価部局の設置)

第4条 内部統制を評価するため、内部統制評価部局を設置する。

2 内部統制評価部局の長は、内部統制の評価に関する事務を総括する。

3 内部統制評価部局の長は、前項の規定に基づき次の各号の事務を行う。

(1) 各課所における内部統制の評価に係る必要な指示及び調査

(2) 前号の調査に基づき必要と認める改善の指示及び対応状況の報告

(3) 全庁的な内部統制及び業務における内部統制の評価並びに内部統制評価報告書の作成

(4) 前各号に掲げるもののほか、内部統制の評価に関して必要と認める事項

4 内部統制評価部局は総務部とし、行政監察幹が事務を処理する。

(内部統制実施責任者及び内部統制推進員の設置)

第5条 各課所における内部統制の取組を推進し、評価するため、内部統制実施責任者を置き、課所長をもって、これに充てる。

2 内部統制実施責任者は、課所における内部統制の取組の推進及び評価に関する事務を補助する者として内部統制推進員を置き、課所長が指定する者をもって、これに充てる。

(評価の実施)

第6条 内部統制実施責任者は、別に定めるところにより、業務における内部統制の自己評価を行う。

2 内部統制評価部局の長は、別に定めるところにより、前項の自己評価等を踏まえ、毎会計年度、内部統制の評価を行い、内部統制評価報告書を作成する。

(通報制度の設置)

第7条 職員等から、情報の提供を受けることを目的として通報制度を設置し、行政監察幹が担当する。

(関係書類の保管)

第8条 内部統制推進部局の長、内部統制評価部局の長及び課所長は、内部統制の取組及び評価に関する書類について、作成後5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、内部統制推進部局の長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

この要綱は、令和3年4月1日から施行する